

第 1 7 回北斗市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 3 0 日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年7月30日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 16名) (欠席 2名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	欠 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	欠 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 日 景 尚 幸 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について 報告第 3 号 農地所有適格法人の設立について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 7 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について 議案第 8 号 農移動適正化あっせんの申出について 議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題	

第 17 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 7 月 30 日 午後 1 時 30 分

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 3 号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 2 号) |
| 日程第 8 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | (議案第 4 号) |
| 日程第 10 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について | (議案第 5 号) |
| 日程第 11 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について | (議案第 6 号) |
| 日程第 12 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について | (議案第 7 号) |
| 日程第 13 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |
| 日程第 14 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 9 号) |

第 1 7 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 7 月 3 0 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	1 1 件
2	報告第 2 号	農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格人 要件の適合状況報告について	会長	報告済	2 5 件
3	報告第 3 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	8 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	3 7 件
6	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
7	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（所有権移転）について	会長	決定	6 件
8	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	6 2 件
9	議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	2 4 件
1 0	議案第 7 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な 構想（案）に対する意見の聴取について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2 件
1 2	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第 17 回北斗市農業委員会総会

(午後 1 時 30 分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 7 月に入って、28・29 度まで気温が上がってきております。後半になってから、雨が續いていて、露地物のネギをやっている方は、だいぶ見た目が悪くなっている様です。今後、挽回できるよう頑張ってもらえればと思います。お米の方は、順調に生育しているかと思いますが、農協の概算金の価格によって力の入れ方が変わってくるのではないかと思います。まだ、金額は出ていないとの事ですが、皆さんと情報は共有していきたいと思います 本日の総会は、報告 3 件、議案 9 件の合計 12 件であります。 ご審議のほどよろしくお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 8 番 岡村 栄士 委員、14 番 高橋 陽一 委員より欠席の届出がありました。 本日は、16 名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第 7 条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 12 番 山本 正人 委員、議席番号 15 番 井坂 あずみ 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を 議題といたします。 番号 1 から番号 1 1 番までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 につきましては、大野中学校より南東側、北斗市総合分庁舎より東側及びせせらぎ温泉より南東側、大野農業高校より南西側並びに向野にあります観音山・観音堂より東側及び南側の農地でございます。 番号 2 につきましては、桜岱会館より北西側の農地でございます。 番号 3 につきましては、添山会館より南側の農地でございます。 番号 4 につきましては、北海道新聞株式会社函館工場より南側、南東側、北東側及び文月町内会館より南西側の農地でございます。 番号 5 につきましては、清水川会館より南側の農地でございます。 番号 6 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。 番号 7 につきましては、北斗市総合運動公園より西側の農地でございます。 番号 8 につきましては、北斗市役所より東側の市街化農地でございます。 番号 9 につきましては、白川コミュニティセンターより南側の農地でございます。 番号 1 0 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。 番号 1 1 につきましては、八郎沼公園より南側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

議 長	(「異議なし」の声あり)
日程第 4	
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。 日程第 4 報告第 2 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について」を議題といたします。 市内法人の番号 1 から番号 2 0 及び市外法人の番号 1 から番号 5 番までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後 3 カ月以内に、農地法施行規則第 5 9 条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。 提出された書類により、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内法人の番号 1 4、番号 1 7につきましては、醸造用ブドウ栽培を行っている法人で、現状では事業要件について、農業所得要件を満たしておりませんが、着実に農業所得割合が伸びてきておりますので、今後も要件を満たすよう指導していきたいと考えています。番号 1 9につきましては要件を満たしておりませんので、現在も農地巡回において指導を継続している状況でございます。 なお、番号 3、番号 1 5につきましては、事業年度終了時点での文書通知や、その後の催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。 7 ページをお開きください。市外法人となりますが、こちらも法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、番号 4 以外は、要件を満たしていると考えております。なお、番号 4 につきましては、事業要件を満たしていない状況が近年続いておりますので、事業所在地の函館市とも協議の上、農地所有適格法人資格の廃止も含めて検討していきたいと考えております。 説明は、以上でございます。

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 5	
議 長	日程第 5 報告第 3 号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 当該法人は、本年 5 月に農業法人を設立しております。 個人名さんがこれまで個人で営農を行っていましたが、この度法人化を行ったものでございます。 耕作する農地につきましては、個人及び親族で所有している農地並びに個人で貸借契約をしてきた農地でございます。今後、現在の賃貸借契約の合意解約を行い、法人として改めて契約をし、耕作を行なうものでございます。 現在、貸借に係る手続きを行っている最中で来月以降の総会にて審議を行う予定となっております。 経営につきましては、水稻を中心に野菜栽培を行っており、今後は、農業経営のほか、農作業の代行・請負・委託業務などや農地の保全管理並びに農業体験事業等を行うことなどが法人の目的として登記が行われております。 法人化を行い、農業経営並びに農業に関連する事業を行う事で、更なる経営の安定化及び規模拡大を図ることとしており、このたび農地所有適格法人の届け出があったものでございます。 提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 8 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして佐々木敬子 委員より報告をお願いいたします。
佐々木 敬子 委員	(佐々木 敬子：報告) 報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 7 議 長	日程第 7 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 24 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 につきましては、北斗市公民館より北東側及び東側の農地でございます。 番号 2 及び番号 3 につきましては、北斗市公民館より北東側の農地でございます。 番号 1 から番号 3 につきまして、借主が近隣からの苦情に対応で

事務局長	きなくなったため、借主の都合により解約となっております。 なお、番号１につきましては、『農地移動適正化あっせんの申出』が提出されております。 番号４につきましては、東前にあります有限会社新和物産より南西側の農地でございます、平成１９年４月より賃貸借で耕作を行っている借主へ売却するため、解約となっております。 番号５から番号２４につきましては、新函館北斗駅北側の地区で実施されます『渡島北部地区農地整備事業』いわゆる基盤整備事業でございます、事業実施に伴う解約でございます。 事業の概要は、受益面積が約７８ヘクタール、事業完了は令和１７年度を予定しております。関係者として現時点で３６名おり、完成後に集約される担い手は、１２名を予定しております。また、この事業は農地中間管理事業を活用した事業となるため、地区内の対象地に対し、中間管理権を設定することとなっております。 事業地区の概要は、別紙で配布しております、Ａ３版のカラーのものとなります。以降の賃貸借等の審議にも関連いたしますのでご確認下さい。なお、本図面は総会審議のための資料となりますので、部外秘でお願いいたします。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号２５から番号２９の案件につきましては、７番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （岡田 浩幸 委員：退席）
議 長	それでは、番号２５から番号２９までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	番号２５から番号２９につきましては、新函館北斗駅北側の地区で実施されます『渡島北部地区農地整備事業』に伴う解約でございます。

事務局長	ます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (岡田 浩幸 委員：復席)
議 長	続きまして、番号３０から番号３２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	番号３０につきましては、新函館北斗駅北側の地区で実施されます『渡島北部地区農地整備事業』に伴う解約でございます。 番号３１から番号３２につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジより東側及び北東側の農地でございます。４月の第１４回総会でご報告いたしました、個人名の法人化に伴う解約でございます。この後の議案第５号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）においてご審議をいただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。

議 長	(事務局：朗読)
事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号１につきましては、東前にあります、しんわの湯より北西側の市街化農地でございます、所有者が遠隔地のため、農地を手放したいとの申し出があり、この後の議案第４号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）においてご審議をいただく予定となっている土地を耕作している経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するもので、市街化農地のため、農地法第３条の申請により許可を得ようとするものでございます 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第９ 議 長	日程第９ 議案第４号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。 番号１から番号２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 事務局長	事務局長より説明があります。 番号１につきましては、東前にあります、北海道放送株式会社・函館ラジオ送信所より北西側の農地でございます、以前も売買の話があったようですが、そのまま未契約で耕作をおこなっている状態でした。この度、所有者から売却の申出があったことにより、耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。 番号２につきましては、東前にあります、有限会社新和運輸より南西側の農地でございます、議案第２号『農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について』決定をいただきました案件でございます。譲受人は、高齢のため、平成１９年４月よ

事務局長	り賃貸借で耕作を行なっている借主へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号３の案件につきましては、６番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号３を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
事務局長	番号３につきましては、八郎沼公園より南側の農地でございます。遠隔地のため、隣接地で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (谷口 美由紀 委員：復席)
日程第１０ 議 長	日程第１０ 議案第６号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号１から番号１９までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、白川にあります、村杜稻荷神社より北側の農地でございます。借主が経営移譲に伴い、新たな経営者へ貸借の切り替えを行うものでございます。なお、農業公社との中間管理権を設定している契約となりますので公社と借主の間の契約となり、契約期間の終期や賃借料に変更はありません。 番号２につきましては、島川小学校より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号３につきましては、押上にあります、サン・グリーン株式会社函館工場より南側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号４につきましては、北斗市総合分庁舎より東側の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号５から番号１９につきましては、議案第２号『農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について』決定をいただきました 『渡島北部地区農地整備事業』に係る案件でございます。 この基盤整備事業は、農地中間管理事業を活用した事業となるため、地区内の対象地に対し、中間管理権を設定することとなっております。別紙の参考図面で示しております。完成後の担い手の状況に合わせて賃貸借の契約を行う事となっております。賃借料につきましては、それぞれの土地の状況に差異があることや工事の実施時期が異なる事を考慮し、期成会及び事業説明会で決定いただいた単価で、反当り田：金額円・畑：金額円の統一価格を設定し、貸借期間も事業の実施要件であります、中間管理権を１５年以上設定することを考慮し、令和２４年１０月３１日までの１７年間として、賃貸借を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号２０から番号３０までの案件につきましては、７番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。
	(岡田 浩幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号２０から番号３０までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号２０から番号３０につきましては、先にご審議いただきました『渡島北部地区農地整備事業』に係る案件でございます。内容については、同様の説明となりますので、割愛させていただきます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(岡田 浩幸 委員：復席)
議 長	つづきまして、番号３１を上程いたします。事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号３１につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジより北東側の農地でございますので、４月の第１４回総会でご

事務局長	報告いたしました、 個人名 の法人化に伴い、従前から個人で賃貸借契約を締結していたものを改めて法人と賃貸借契約を締結するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 9 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 及び番号 2 につきましては、萩野にあります、函館トヨペット株式会社・萩野テクニカルセンターより北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 2 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 番号 3 につきましては、細入会館より南東側及び大野農業高等学校より西側の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 10 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 番号 4 につきましては、文月拓友会館より南側の農地でございます。遠隔地のため、令和 5 年より使用貸借で耕作を行なっている法人へ 3 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 番号 5 につきましては、萩野小学校より西側の農地でございます。遠隔地のため、令和 5 年より使用貸借で耕作を行なっている方へ 5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 なお、番号 4 及び番号 5 の案件につきましては、今回の更新が初めての間管理権の設定となるため備考欄には、新規と記載しております。

事務局長	番号6につきましては、せせらぎ温泉より南西の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ2年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 番号7から番号9につきましては、先にご審議いただきました『渡島北部地区農地整備事業』に係る案件でございます。事業に伴い自己所有地についても、中間管理権を設定する事が要件となっておりますので、17年間の期間を設定し、使用貸借を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号10の案件につきましては、7番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (岡田 浩幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号10を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号10につきましては、先にご審議いただきました『渡島北部地区農地整備事業』に係る案件でございます。内容については、同様の説明となりますので、割愛させていただきます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(岡田 浩幸 委員：復席)
議 長	つづきまして、番号１１から番号１２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１１及び番号１２につきましては、先にご審議いただきました『渡島北部地区農地整備事業』に係る案件でございます。 内容については、同様の説明となりますので、割愛させていただきます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第１２ 議 長	日程第１２ 議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について」 を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定についてですが、お手元に配布いたしました資料は、概要表・構想案・現行の構想・新旧対照表の４点でございます。 今回の改定は、上位計画であります『北海道の基本方針』の変更や関係法令の改定、各種最新データの公表に伴うもので、概要表にお示ししている主なポイントの１点目は、各種目標値の見直しでこ

事務局長	ざいます。 ① 最新データの反映として、２０２５農林業センサス等の最新数値に基づき、本市の農業指標を更新しております。 ② 本市の実情に即し、着実に達成可能な目標として、現状維持の６５％に設定しております。 ③ 北海道の目標改定と本市の対応ですが、道の基本方針において、農業法人数の目標が５，５００から５，６００法人に修正された一方、新規就農者の育成・確保目標は、６７０人から４８０人へと引き下げられております。本市におきましても、近年の就農実績や全国的な減少傾向を踏まえ、新規就農者の年間確保人数の見直しを行っています。 ④ 年間所得・労働時間目標についてですが、北海道では年間所得目標が５００万円から５２０万円へ引き上げられましたが、本市においては、担い手の継続的な確保及び定着を図る観点から、総合的に勘案し現行基準４４０万円を維持としております。 同様に北海道では新たに営農類型として、畑作野菜複合等を追加しておりますが、本市では水稻及び野菜中心の実態となっている事から、現行の枠組みを維持し、畑作野菜複合等の営農類型は、追加しない事としました。 ２点目として、法令改定への対応及び事業内容の更新でございます。 ① 関係法令の改正に伴う条文の整理・追加・削除を行うと共に、根拠法令の名称や表現等の軽微な文言修正を全体的に行っております。 ② 実施事業の置き換えにつきましては、過去の終了した事業記述を削除し、現在進行している国営かんがい排水事業北斗用水地区やトマト共同選別施設の増改築など、現在・今後の機能強化策へ記述を置き換えております。 最後に今後のスケジュールでございますが、本日ご審議いただきます意見書及び新函館農業協同組合からの意見書を添えて北海道知事へ協議書を提出し、道の審査を経て令和８年度中の決定・広告を予定しております。詳細につきましては、お手元に配布の資料のとおりでございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 8 号「農地移動適正化あっせんの申出について」 を議題といたします。
	番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 5 番 白石 奈津美 委員、議席 番号 1 3 番 齊藤 哲也 委員、議席番号 1 8 番 澤田 亨 委員の 以上 3 名を、番号 2 につきましては、議席番号 3 番 佐々木 敬子 委員、議席番号 8 番 岡村 栄士 委員の以上 2 名を、指名する事 にご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 4 議 長	日程第 1 4 議案第 9 号「土地の現況証明調査委員の指名について」 を議題といたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 6 番 谷口 美由紀 委員、議席番号 8 番 岡村 栄士 委員、議席番号 1 3 番 齊藤 哲也 委員の以上 3 名を指名する ことに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第 1 7 回北斗市農業委員会総会を閉会いたし ます。 御苦労様でございました。

(午後 3 時 1 5 分 閉会)

会 長 澤 田 亨

署名委員 山 本 正 人

署名委員 井 坂 あずみ